

京都市教育委員会訓令甲第1号
事務局

京都市社会教育委員の費用弁償に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月29日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

第1条中「第7条第2号及び第8条」を「第5条第2号及び第7条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)